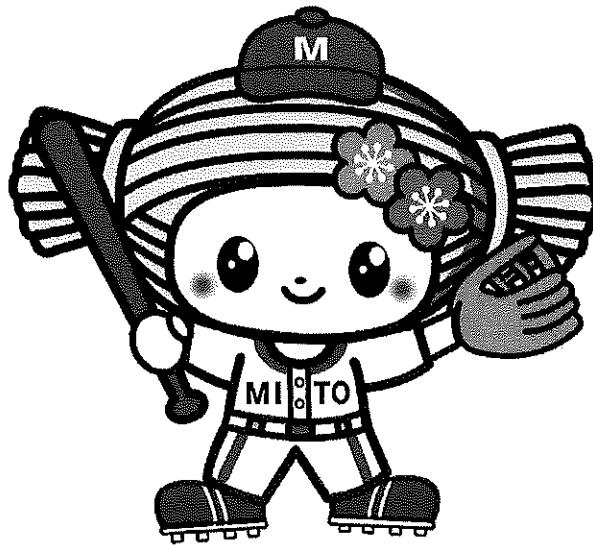


水戸市

部活動の活動方針

(改訂版)



令和5年3月
水戸市教育委員会

I 策定の趣旨

「水戸市部活動の活動方針」(以下、「市活動方針」という。)は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブを整備するために必要な対応について示すものである。

学校部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を有している。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に關わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

今後、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

国のガイドラインによれば、県の方針を参考に、市町村が活動方針を策定し、さらに、これらの方針に則り、各学校が活動方針を定めることとされている。

そのため、本活動方針は、市立中学校・義務教育学校（後期課程）16校の部活動を対象として、小学校（義務教育学校前期課程を含む。）段階においても、学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間に配慮する必要があることから、部活動に準ずることとする。

各学校においては、水戸市教育施策大綱の具現化に向け、全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境、芸術文化等の活動を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目、分野、活動目的に応じた多様な形で実施されることを目指す。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 参加する大会数の上限の目安

- 校長及び部顧問は、大会等参加について、総合体育大会・新人体育大会を含め、1か月当たり1大会を目安とする。各種コンクールは1か月当たり1大会を目安とする。
- 部顧問は、参加する大会等について、毎月の部活動計画表に記載し、校長に提出する。

イ 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振り替えられているか等について厳格に判断し、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページへ掲載し、公表する。
- 市教育委員会は、各学校の活動報告・活動実績を調査する中で、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振り替えられているか等について、必要な是正指導を行い、適切な運用を徹底する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。
- 校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

イ 費用負担、部活動の位置付けの見直し

- 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連・高体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- 現在、各学校において任意加入である部活動が教育課程としての生徒会組織に位置付けられている場合、校長は、部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直すとともに、部活動加入生徒のみで構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行う。
- P T A・後援会・振興会等から部活動に係る費用を充当している場合、校長は、全保護者に対し、P T A・後援会・振興会等への加入前に充当について説明し、理解を得るとともに、部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いとする。

ウ 熱中症の防止

- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数（W B G T）が 31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。
- 水戸市中学校体育連盟及び校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合、練習等について、延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行うこと。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

エ 事故、体罰、ハラスメントの防止

校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底すること。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 方針等の策定

- 校長は、「県運営方針」及び「市活動方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定すること。
- 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出すること。

| | |
|---------|--------------------------|
| 年間の活動計画 | 平日・休日における活動日・休養日・参加予定大会等 |
| 毎月の活動計画 | 活動日時・場所、休養日、大会参加日時等 |
| 毎月の活動実績 | |

- 校長は、学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し、公表すること。
- 部活動に対する保護者の考え方方が多様化していることから、活動方針について年度初めの P T A 総会や保護者会等で、十分に説明を行い理解を求めること。また、学校公開等の機会を通して、部活動見学等を行うこと。
- 毎月の活動計画等をホームページへ掲載した際には、保護者へ周知し、生徒・保護者が休養日等に家族との計画が立てやすいように配慮すること。

